

外国人に対する職務質問アンケート 結果報告書

2007.2
東京弁護士会外国人の権利に関する委員会

1 はじめに～本アンケートが実施されるに至った経過

当委員会では、東京弁護士会が他の在京弁護士会等と共同で実施する「外国人法律相談」の運営に長年あたって参りましたが、近時、街中や駅頭などで何ら不審事由がないにもかかわらず警察官から職務質問を受けるという経験をした、との訴えが相談などの場面で寄せられることが多くなっており、

この点に関連しては、2003年10月の「首都東京における不法滞在外国人対策の強化に関する共同宣言」（法務省入国管理局・東京入国管理局・東京都・警視庁）以降、とりわけ東京都内を中心に職務質問が強化されているとの指摘が当委員会委員からなされています。この指摘を受けて議論と情報交換を重ねたところ、「単に外見が『外国人風』であるといった風貌や外国語で話をしているなどという状況のみを手がかりに、警察官職務執行法（警職法）で定められた要件（不審事由）を満たさない、いわば差別的かつ違法な職務質問が実施されているのではないか」、との疑念が生じて参りました。

そこで、この問題に関する対応を検討する前提として、まずこの職務質問問題の実態をより正確に把握する必要があると考え、東京弁護士会においてアンケートを実施することになった次第です。

2 職務質問アンケートの実施方法

(1)作成方法

本アンケートは、日本語・英語・中国語の3カ国語で同内容の質問・回答用紙を作成した上で、回答者に好きな要旨を選んでもらう方式で実施しました。

(2)配布・回収方法

・本アンケートは、2006年12月1日～2007年1月20日という短期間に行いました。

・配布・回収は、

- ①外国人法律相談の相談者に対して、個別に配布・回収する方法、
- ②当委員会委員が運営等に関与をしているNGO等を通じて配布・回収する方法、
- ③当委員会と直接交流のあるNGO等を通じて配布・回収する方法により実施しました。

・したがって、ほとんどが東京都内で配布・回収されたものと思われま

(3)有効回答数

・122通

・回答言語内訳：日本語93通、英語26通、中国語3通

3 職務質問アンケートの結果

アンケートの結果の詳細は、本報告書末尾の「職務質問アンケート回答一覧表」をご参照下さい。

【以下の項目番号は、質問・回答の項目番号に準拠します】

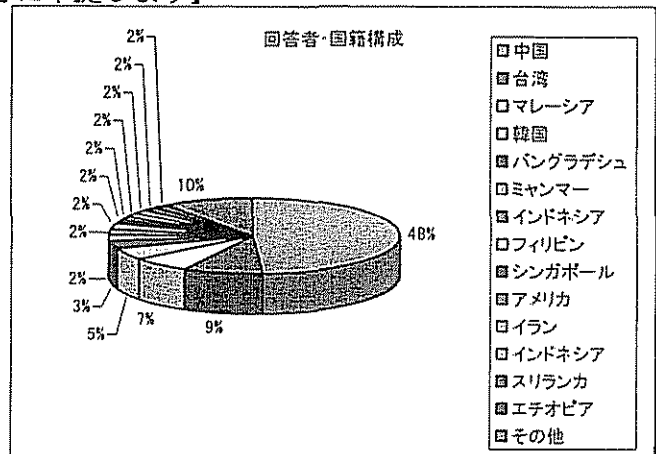
1 回答者について

(1)回答者の国籍

右グラフのとおりである。

中国48%を筆頭に、台湾9%、マレーシア7%、韓国5%、バングラディシュ3%、以下右グラフに国名が書かれている国が各2%、その他が10%である。

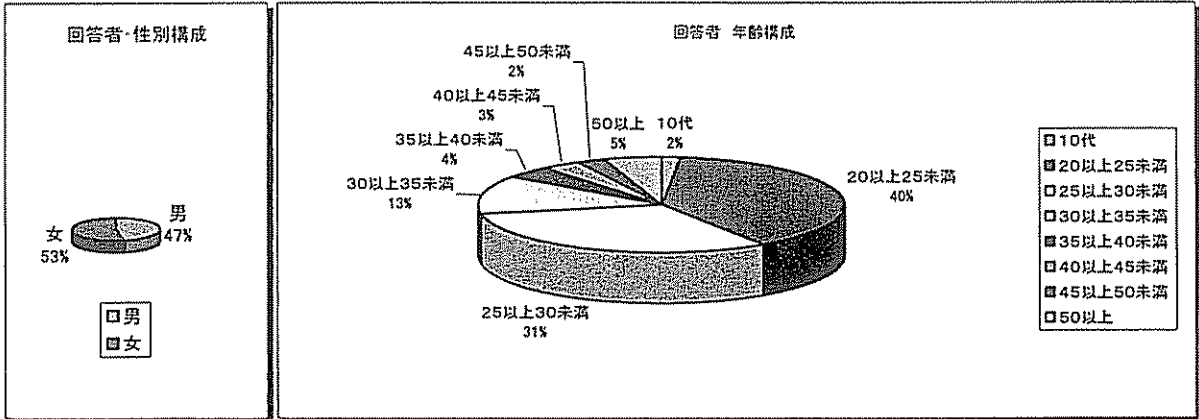
これは、留学生に対する就職説明会などの場にて比較的多くのアンケートが配布・回収されたこともあつて、中国人留学生の回答比率が多くなったことによると思われる。



(2)(3)回答者の性別・年齢

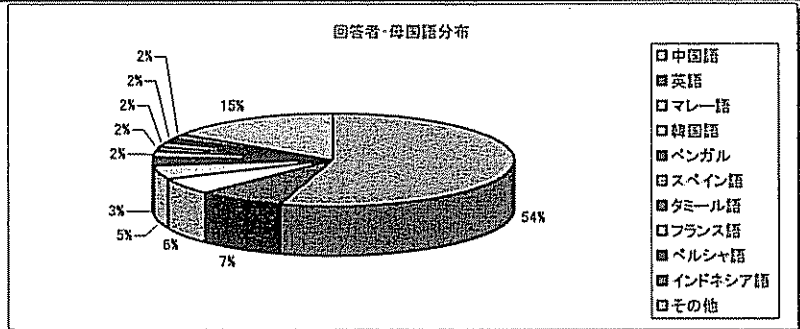
回答者の性別は、右グラフのとおり、特に偏りなく概ね半々であった。

年齢に関しては、留学生の回答者が多いこともあり、回答者の7割以上を、20代が占めている。なお、最若年は17歳、最高齢は69歳であった。



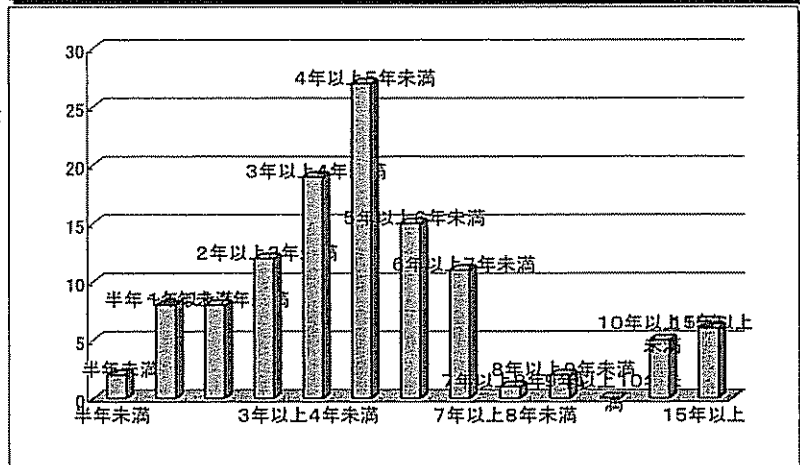
(4)回答者の母国語

中国語が半数以上を占め、英語7%、マレー語6%、韓国語5%、ベンガル語3%、スペイン語3%と続く。



(5)回答者の在留期間

回答者の日本在留期間は様々であったが、3～7年程度の比較的長期間在留している回答者が多数を占めた。



2 最近3年間の職務質問経験について

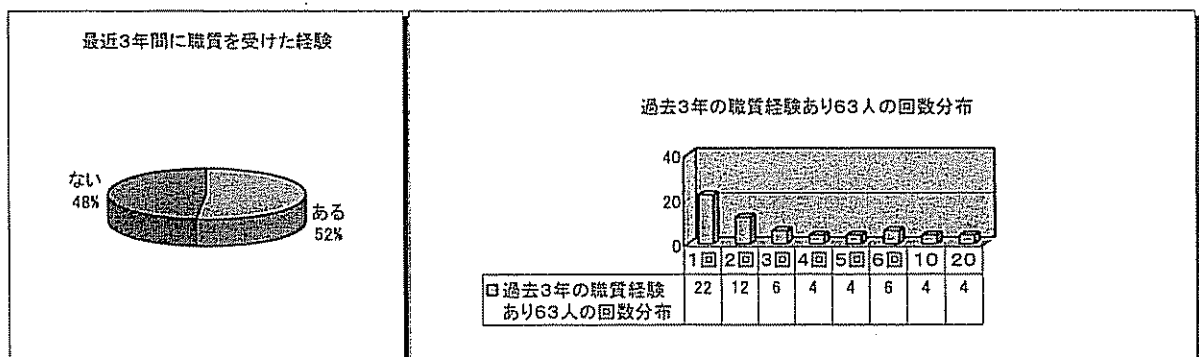
(1)(2)最近3年間の職務質問経験の有無・回数

ここからが、いよいよ本題である。

直近3年間に職務質問を受けた経験の有無を聞いたところ、半数以上の52%が「ある」と回答した。

あると回答した63名にその回数を聞いたところ、1回または2回がその半数の計33名を占めたが、10回以上と回答した回答者も8名存在した。

なお、最高の100回と答えた回答者はガーナ人男性、以下、50回のバングラディッシュ人男性、30回の中国人男性、20回のスリランカ人女性と続いている。



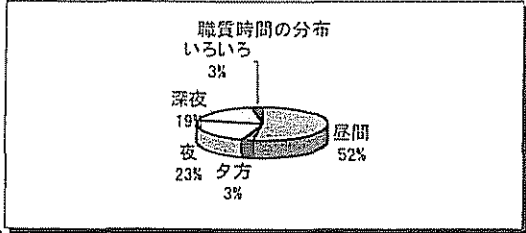
2 経験した職務質問の状況について【経験者63名中】

(1)職務質問を受けた場所

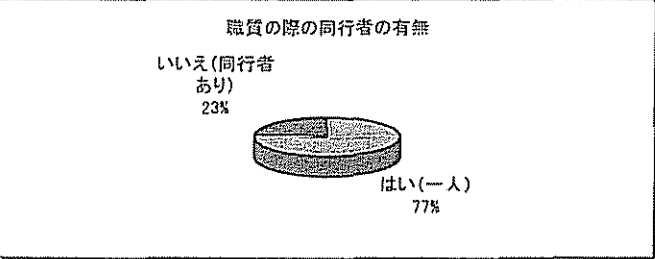
最近3年の職務経験者63名に職務を受けた場所を聞いたところ、東京50件、埼玉4件、神奈川4件、千葉3件、栃木2件、山梨1件都の回答であった。回答者の多くが東京在住ということもあるかもしれないが、警視庁が最も「熱心に」職務を行っている可能性もある。

(2)職務質問を受けた時間

職務を受けた時間は、意外にも、昼間が多く、深夜はそれほど多くはない。

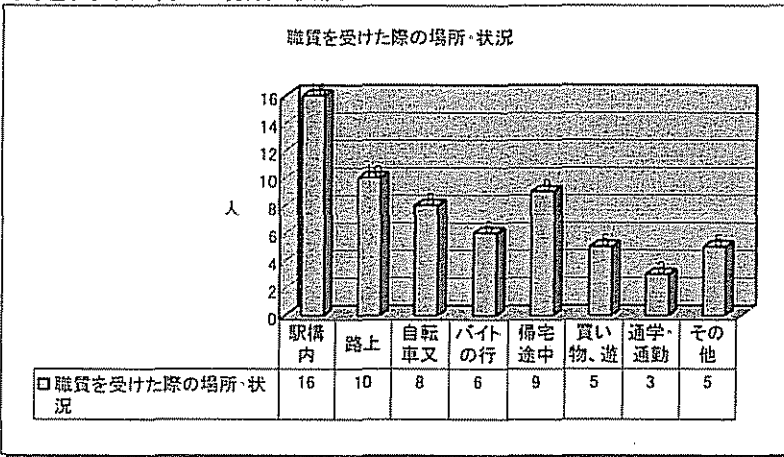


(3)職務を受けた際に一人でいたか否か



4件に3件は、一人でいるときに職務質問を受けたケースである。したがって、一人でいるときの方が職務を受けやすい＝一人でいる人が対象となりやすいと言える。さらに、同行者がいた場合についても、その内訳を見ると、友人10人、配偶者2人、日本人1人であり、日本人と一緒にいる場合には職務を受けにくい傾向が伺われる。

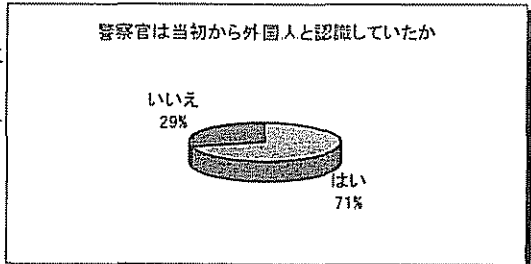
(4)職務を受けた際の場所・状況



職務質問は、路上で行われるイメージが強いが、実際には駅構内が最も多いという結果である。東京では、従前は改札内に警察官が職務を行うなどという事は見られなかったが、ある時期から公然と実施されるようになった。今や、ターミナル駅は、外国人にとって安心して利用できる場所ではなくなったと言えよう。鉄道事業者と旅客との関係を考えてとき、旅客である外国人が安心して利用できない現状は、改めて検討を要すると言えよう。

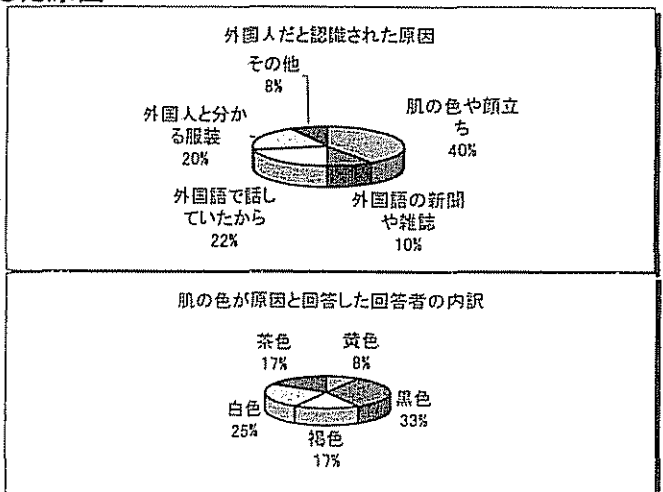
(5)警察官は、回答者を最初から外国人と認識していたか

最初から外国人であると認識した状態で職務が開始されたと思われるケースが7割を超えた。もちろん、これは回答者の印象ではあるが、話しかけ方などに違いが出るであろうことや、回答者の多くが既に長期間日本に在住していることから、この印象はそれほど実体と遠い者であるとは思われない。

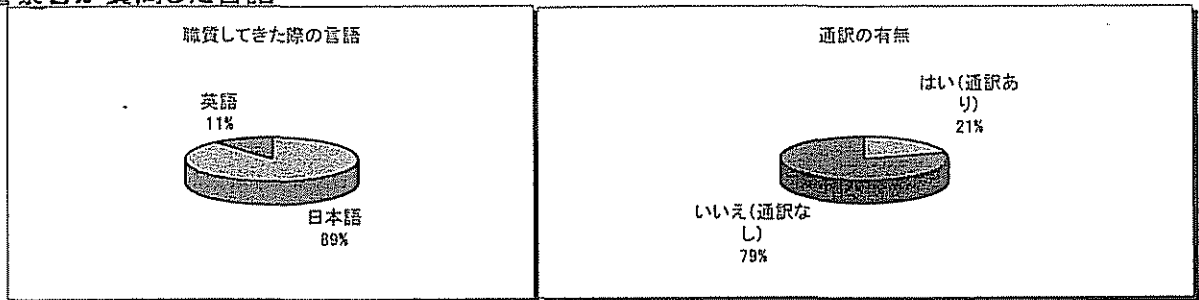


(6)警察官が、回答者を最初から外国人と認識した原因

最初から外国人と警察官から認識されていた原因を聞いたところ、やはり肌の色や顔立ちが原因と自覚する回答者が4割を占めた。しかし、外国語の新聞等を持っていたり、外国語で話していたり、服装が異なったりすることもそれぞれかなり多くの割合を占めていることに注意を要する。本アンケートの回答者の半数以上を中国籍者が占めており、肌の色や顔立ちからは外国人と認識される可能性が大きいことも考え合わせると、警察は会話や服装、手持ちの新聞等を観察して外国人の見極めをしていると思われる。なお、「肌の色」が原因と答えた回答者に、本人の肌の色を聞いたところ、黄色以外が9割以上を占めた。



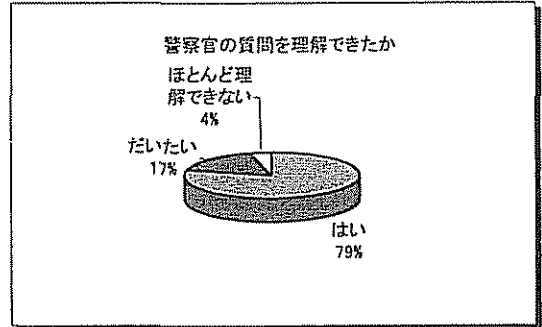
(7)警察官が質問した言語



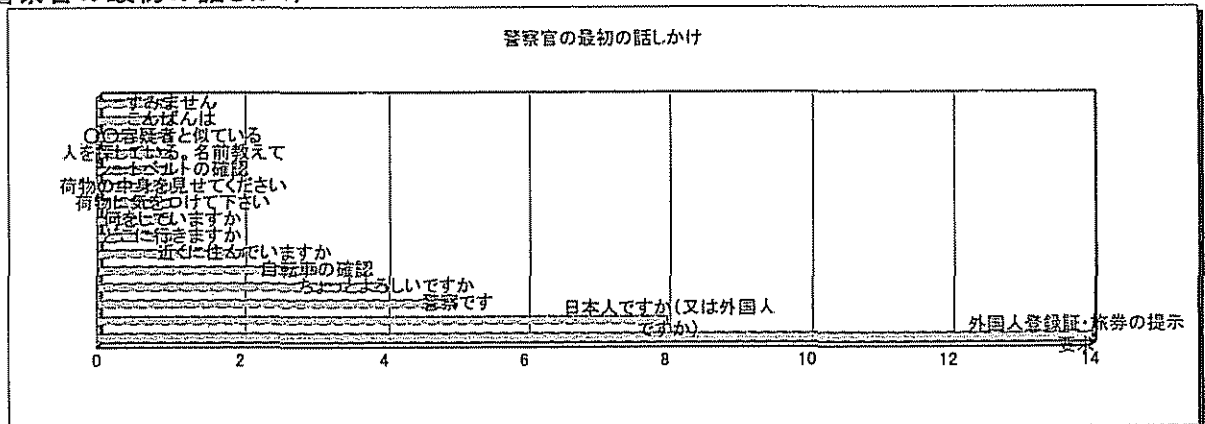
職質を開始した際の言語は、日本語が9割を占めている。また、通訳を同行していた職質は、逆に2割しかない。この点でも、適正手続保障の観点からの問題が多く含まれているように思われる。

(8)警察官の質問を理解できたか

前問の続きであるが、留学生の回答者が多かったことあって、8割の回答者が職質の質問を理解できたと回答するが、逆にいえば、2割の回答者が十分でないし全く質問を理解できなかった状態で職質を受けていたことが明らかになった。

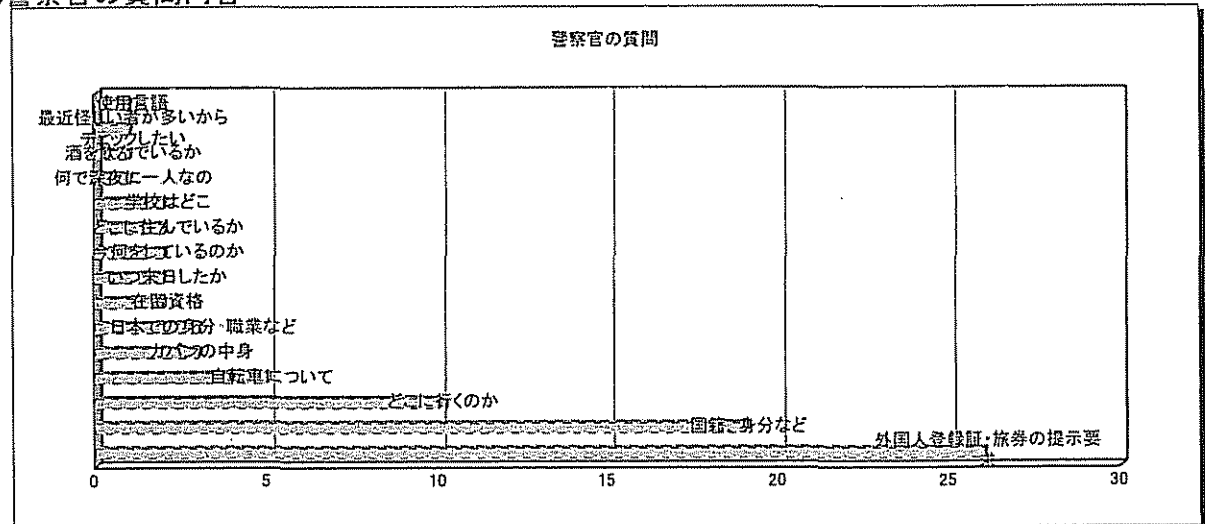


(9)警察官の最初の話しかけ



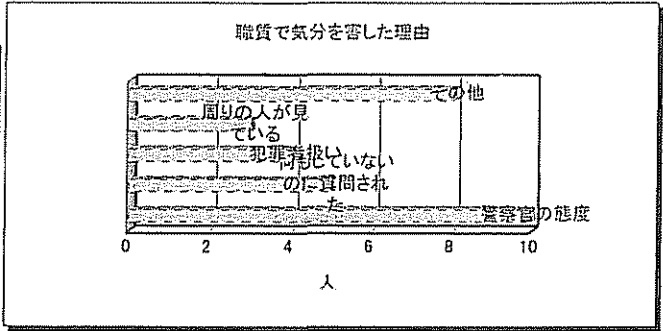
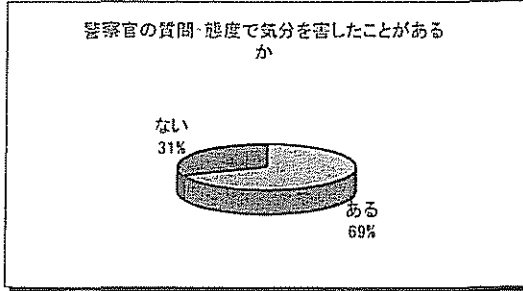
警察官の職質開始の際の話しかけの言葉は、上記のとおりいろいろと分かれているが、やはり、いきなり外登証などの提示を求めるケースが多数を占めている。

(10)警察官の質問内容

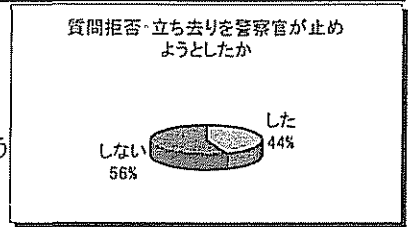


警察官の質問内容に関しても、やはり、いきなり外登証・旅券等の提示が多い。いずれにせよ、不審事由と関係ないと思われる事項も含まれる。

(11) 警察官の質問・態度で気分を害した経験



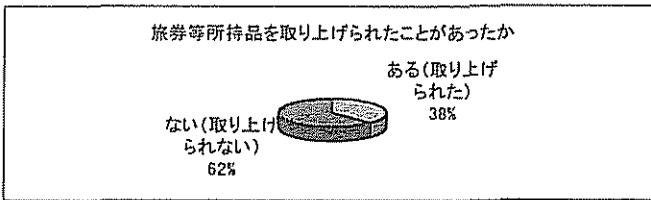
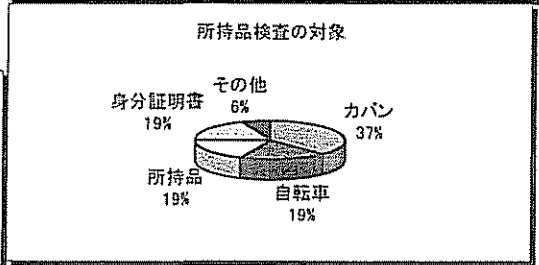
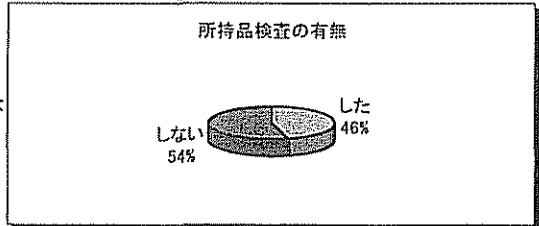
7割が、警察官の質問や態度で気分を害した経験をしていた。そして、その多くが警察官の態度によるものであった。



(12) 職質拒否して立ち去ろうとして警察官に留め置かれたか
職質質問を拒否して立ち去ろうとしたのに対して、警察官により留めようとした経験をした回答者が44%もいた。

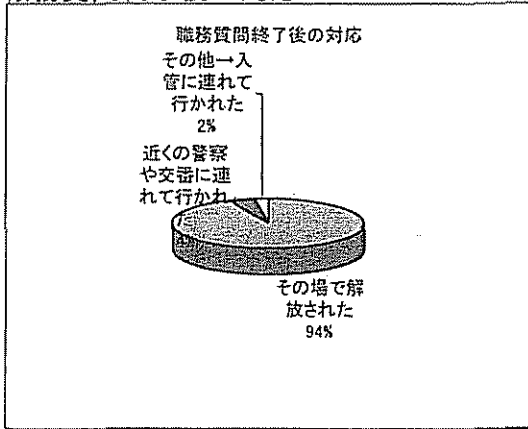
(13)(14) 所持品検査の有無、対象、押収等

職質の際に所持品検査がされたか否かを聞いたところ、所持品検査をされたとの回答が45%もの高率に達した。このような所持品検査に関しても、要件を満たしていたか否か疑問がある。所持品検査の対象は、回答を見ると、法律家の考える「所持品検査」よりも広い範囲を回答者が想定したようであるが、少なくともカバンを検査された回答者が4割近くを占めた。



なお、所持品を取り上げられたことがあったか、との質問は、本来押収等の有無を確認する趣旨であったが、質問表現が適切を欠き、警察官が手に取って確認した等の場合も含んだ回答がなされた可能性がある。

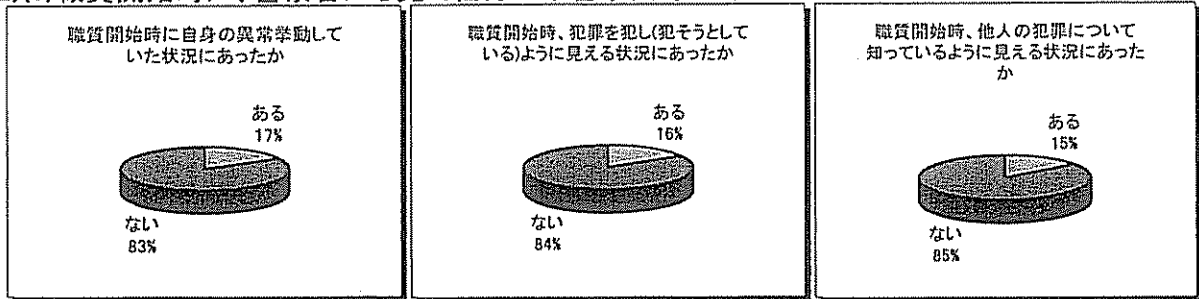
(15) 職務質問終了後の対応



職務質問後の対応を聞いたところ、その場で解放されたとの回答が94%を占めた。本アンケートは収容施設で実施したものではないことから、職務質問の結果、逮捕・収容された者は回答者に含まれていないものと言え、その意味でその場で解放された者の割合が高くなることは当初から予想された。しかしながら、それを差し引いて考えたとしてもなお、94%は極めて高い比率であり、そもそも不審事由が存在しない案件が多く含まれていたことを示唆すると言えよう。

3 経験した職務質問の要件の有無について【経験者63名中】

(1)(2)(3)職質開始時に、警察官から見て自分に不審事由等があったか



ここでは、警察官職務執行法上の不審事由を意識して、職質経験者に対して、当該職質開始時において、警察官の目から見て、自分に①異常な挙動があったか、②犯罪を犯し又は犯そうとしているように見える状況にあったか、③他人が犯し又は犯そうとしている犯罪について事情を知っているように見える状況にあったか、についての自覚を聞いた。

その結果85%前後はそれらの事由がないと回答した。

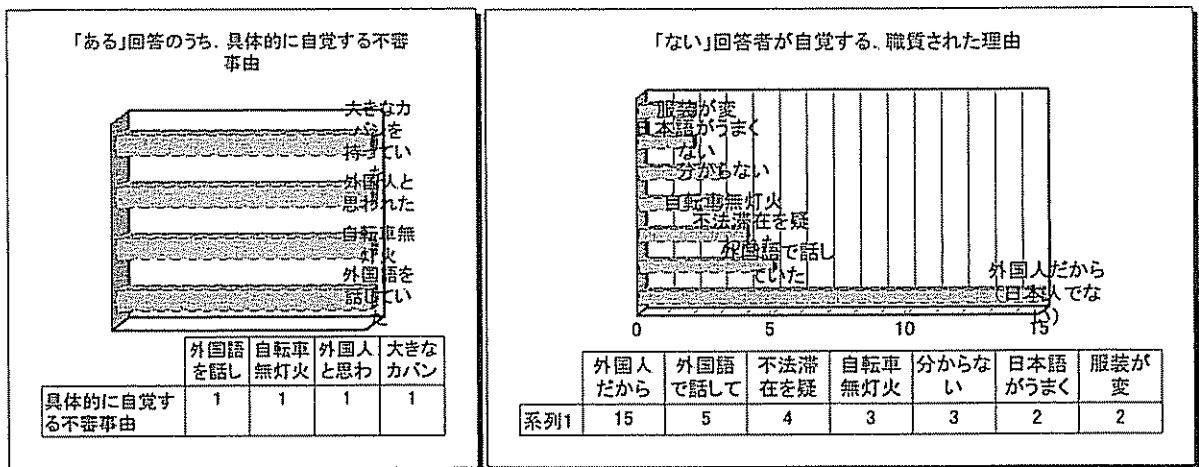
この点でも、要件を満たさない職質が多数を占めている可能性が示唆されている。

(4)(5)上記で、いずれかが「ある」回答者の自覚する不審事由等、

いずれも「ない」回答者が自覚する不審事由等

さらに、上記(1)(2)(3)の設問のいずれかに「ある」と回答した者に対して、具体的な事由を聞いたところ、回答は4人からしか得られず、自転車無灯火以外は、いずれもそれだけでは不審事由とはならないようなものばかりであった。この点は、日本に在留する外国人が、不審事由の範囲(=警察官に質問されてもやむを得ないと考える範囲)を必要以上に広く認識しながら生活していることを示しているように思われる。

他方、上記(1)(2)(3)の設問のいずれにも「ない」と回答した者に対して、職質された事由の心当たりを聞いたところ、単に「外国人だから」とする回答が15人に上り、その他の事由の多くも単に「外国人」「外国人風」であることのみが職質された心当たりがない、という内容であった。このことは、不審事由の要件ない職務質問が非常に多く行われていることを示唆している。



4 さらに詳しい事情を聞きたい場合協力していただけるか【経験者63名中】

職質経験者63名中39名が、さらに詳しい事情を聞きたい場合に協力して下さる旨回答している。

この問題への関心の高さを伺わせる。

4 まとめ

◆以上のアンケート結果からは、以下の点が認められると思われます。

- ① 多数の日本在住の外国人が近年職務質問を受けた経験を有する。
- ② 職務質問の場所は、駅構内が多い。
- ③ 警察官が外国人であると認識して職務を開始したと思われる事案が多数を占め、警察官が外国人であると判断した理由は肌の色や顔立ち、外国語での会話等によると思われる事案が多数である。
- ④ 職務の多くは日本語で実施され、通訳を同行していない職務が多く見られる。その結果、職務の質問を十分に理解できないままに職務に応じざるを得なかった事案が相当数に上っている。
- ⑤ 職務開始の言葉やその後の質問内容からすると、警職法上の不審事由と直接関連しない事項が多い。
- ⑥ 職務に付随して、要件を満たさないとされる所持品検査が相当程度実施されていると思われる。
- ⑦ 職務を拒否して立ち去ろうとした事案のうち、警察官から立ち去りを制止されようとされた事案が半数近くに上った。
- ⑧ 職務を経験した外国人の多数が不快な思いを強いられており、その原因の多数は警察官の態度である。

◆したがって、

- ◎ 外国人をターゲットとして、駅構内等を重点的に、職務質問が近時強化されている事実
 - ◎ 職務の要件を満たさず、単に外国人であることのみを理由に職務が開始されていると認められる事案が相当数ある事実
 - ◎ 外国人とターゲットにしているにも拘わらず、通訳を同行せず、その面でも適正手続に反すると認められる職務事案が相当数ある事実
 - ◎ 所持品検査や立ち去りの制止など、さらに適法性に疑念を生じる職務事案が相当数存在する事実
 - ◎ その結果として、多くの外国人住民が不快や不安な思いを強いられている事実
- を指摘することができると考えられます。

◆以上の結果は、外国人であるが故に、差別的な取扱いがなされていると評価される可能性が十分に存在すると考えます。

5 参考 ～警察官職務執行法

【警察官職務執行法】

(質問)

第2条

第1項 警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていと疑うに足りる相当な理由のある者又は既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知っていると認められる者を停止させて質問することができる。

第2項 その場で前項の質問をすることが本人に対して不利であり、又は交通の妨害になると認められる場合においては、質問するため、その者に付近の警察署、派出所若しくは駐在所に同行することを求めることができる。

第3項 前2項に規定する者は、刑事訴訟に関する法律の規定によらない限り、身柄を拘束され、又はその意に反して警察署、派出所もしくは駐在所に連行され、若しくは答弁を強要されることはない。

第4項 警察官は、刑事訴訟に関する法律により逮捕されている者については、その身体について凶器を所持しているかどうかを調べることができる。